

参议院选举公约

「マニフェスト」

(原案)

平成 22 年 5 月 14 日

自由民主党

すべての人が、すべての地域が、安心、希望、誇り  
を持てるように、正しい改革を進め、実現可能な責  
任ある制作を提案・実行します。家族、地域、そし  
てわが国を壊そうとしている民主党政権の暴走を止  
めます。

[ I ] 「新しい時代にふさわしい国づくりのための  
自主憲法制定」 ..... 1

[ II ] 「日本の未来を切り拓く成長戦略」 ..... 1  
内需・外需ともに拡大  
法人税の減税、デフレ脱却  
新分野・ニューフロンティアに集中投資

[ III ] 「恒久政策には恒久財源」 ..... 4  
税制の抜本改革、消費税から逃げない逃げ込まない  
憲法に財政均衡条項を導入

[ IV ] 「頑張る人が報われる社会へ」 ..... 5  
バラマキから子育て支援サービスへ  
安心できる年金、医療、介護

- [V] 「仕事を創り、地域を支え、安全安心な暮らしを守る」 …………… 11  
手当より仕事  
夢と希望と誇りを持てる農林水産業、中小事業者  
未来への投資で国際協力強化と地域活性化  
権限委譲と財源充実で特色ある地域政策を実現、  
道州制を導入
- [VI] 「緑の地球と豊かな自然を守る」 …………… 11  
低炭素社会づくり  
新提案で国際交渉をリード  
豊かな自然を取り戻し、生物多様性確保
- [VII] 「外交を立て直し、世界の平和を築く」 …… 22  
日米の信頼関係の回復  
自衛隊の迅速な派遣を可能とする一般法制定  
領土問題の解決
- [VIII] 「世界をリードする教育立国日本」 …………… 24  
世界トップレベルの学力と規範意識を  
教育再生、落ちこぼれを出さない教育  
「給付型奨学金」の創設で、子どもたちの夢を実現

[X]「政治・行政への信頼を取り戻す」…………… 27  
国会議員定数の大幅削減

天下り根絶、さらなるムダ撲滅

ICT 遷都

[X]「わが国のかたちを守る」…………… 28  
外国人地方参政権、夫婦別姓に反対

# 「マニフェスト」(原案)

すべての人が、すべての地域が、安心、希望、誇りを持てるように、正しい改革を進め、実現可能な責任ある政策を提案・実行します。家族、地域、そしてわが国を壊そうとしている民主党政権の暴走を止めます。

## I. 「新しい時代にふさわしい国づくりのための自主憲法設定」

1. 平成 17 年公表の「自民党新憲法草案」を踏まえ、世界に貢献できる新憲法を制定します。

## II. 「日本の未来を切り開く成長戦略」

— 内需・外需ともに拡大する —

この 3 年間に、金融政策、税・財政政策、成長戦略など、あらゆる政策を総動員し、早期のデフレ脱却と景気回復を図り、仕事を創ります。誰もが働く場をえられる社会を実現します。

1. 企業の国際競争力確保、海外からの投資、雇用の確保等の観点から、法人税率を国際水準の20%台に思い切って減税します。
2. 企業の本社機能、工場、データセンターなどの地方への移転を後押しするため、雇用創出。投資規模等に応じて法人事業税優遇を行います。このほか固定資産税（地方税）などの減免を行います。
3. デフレ脱却を急ぐため、下限がゼロを超える物価目標（例えば1.5%プラスマイナス1.0%）を定めるなどの金融緩和政策などにより、GDPギャップ解消を進めます。
4. 郵政民営化を着実に実行し、利用者の利便性の向上を図りつつ、民間資金の効率的、生産的な運用を図ります。
5. 「次世代社会システム」（環境、エネルギー、ICT、安全）、「健康・医療」（介護ロボット、IPS細胞の活用による再生医療など）、「農林水産業」などについて、規制緩和・国際標準化を進めるとともに、

これから2年間で集中投資します。内外問わず優秀な人材をわが国に結集してプロジェクトを実施する拠点・体制を国内に構築します。

6. 世界最先端の日本の環境・エネルギー技術（原子力発電など）や電気・ガス・水道などライフライン・システムの海外展開を国主導で加速するとともに、FTA・EPAに戦略的に取り組みます。
7. 海洋・宇宙などのニューフロンティアへの挑戦を加速します。鉱物資源の国内リサイクルの推進と合わせて資源大国を目指します。
8. 国際共同による治験を推進し、医薬品の治験・承認を国際標準とするために、日本版FDA構想を推進します。
9. 世界トップレベルの研究開発を可能とする体制を国策として推進するとともに、「科学技術創造立国は人材立国から」との考えのもと、人材育成を強化します。

### Ⅲ. 「恒久政策には恒久財源」原則を貫き、財政規律を確立します

1. 税制均衡条項を憲法に盛り込みます。
2. 税制健全化への明確な道筋を提示する財政責任法を実行します。
3. 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療、介護、少子化などの社会保障の費用に消費税の全額を充てることを明確にしたうえで、経済成長戦略とムダ削減の不断の努力を行いつつ、消費税の引き上げを含む税制の抜本改革を行います。その際、複数税率、低所得者への配慮も併せて検討し、実施します。
  - ① 少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用（基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げ分を含む）
  - ② 高齢化社会の進展にともなう今後必要な社会保障費の自然増分
  - ③ 現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介



護にかかる費用等を考慮し、政権復帰時点で国民の理解を得ながら決定とするものとします。

#### IV. 「頑張る人が報われる社会へ」

「財源なくして安心なし、安心なくして成長なし」の考えのもと、安心できる社会保障制度を確立し、普通に頑張る人が報われる社会を実現します。

1. バラマキから、求められる子育て支援サービスへ。
  - ・単なる現金のバラマキではなく、待機児童ゼロ作戦の着実な実施等子育て家庭が真に必要としている支援サービスを実施します（保育所の整備・拡充、放課後児童クラブの整備・充実、幼児教育の無償化、子どもの医療費無料化、特定不妊治療に要する費用の全額助成、小学校給食の無償化、地域の創意工夫が生かせる子育て交付金の創設など）。
  - ・「子ども手当」に関しては財源の裏付けもなく、また、政策目的及び効果も不明であることから全面的に見直します。特に外国人の海外在住の子供に対しては子ども手当の至急を早急に停止します。

## 2. 満額の基礎年金を受け取ることができる措置を講じます。

- ・無年金、低年金者対策として、既に年金を受給している方も含め未納期間のある方は、昭和36年まで遡って未納期間の保険料を納められるよう、3年間に限った制度を実施します。
- ・年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮します。
- ・自助、共助、公助の精神の下、国民皆年金制度を堅持するため所得に応じた年金保険料の減免制度を受けている方も、公費負担割合を増加することにより年金制度に加入していれば基礎年金を満額受給できる制度へと見直します。
- ・高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、年金支給額が減らないように在職老齢年金制度を見直すことをはじめ、働き方等人生設計に合わせた受給を可能にするなど年金制度を見直します。
- ・高齢者の生活に合わせた新たな基準に基づく物価スライドを創設します。
- ・年金制度については政争の具とすることなく、超党派による協議期間を早期に立ち上げる等、党派を超えて議論を行い、税源問題も含めた社会保障

制度の一体的な見直しを行います。

### 3. 持続可能な安心できる医療を実現します。

- ・ 診療保証（調剤保証を含む）の大幅な引き下げにより、わが国の医療供給体制の再生を図り国民が安心して質の高い医療が受けられるよう、安定した医療制度を整備します。
- ・ 高齢者の方々の生活実態や思いに合わせた医療保障制度とするため、高齢者医療制度の対象年齢を65歳以上とし、同時に、それまで被用者保険に加入していた方々は、配偶者も含め被用者保険に引き続き加入できるように見直し。また、公費負担に関しても65歳以上全体を対象とすることとし、その増額を図ることにより、高齢者医療制度の財政を円滑化し、国保、協会けんぽ、組合保険、共済健保などの保険料率の上昇を抑え、国民皆保険制度を守ります。
- ・ 景気低迷の中、「現行の高額治療費の限度額は高い」との声もあり、誰でも安心して使える医療が受けられるよう高額医療費の限度額を引き下げます。
- ・ がんや心疾患など、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の設備（各ブロックごとの地位行きがんセン

ター、リハビリセンターなど) を緊急かつ集中的に行います。

- ・産科、小児科、緊急医療などの診療科、また、地方においては、医師不足のため医療崩壊を招いています。国として、1000人体制でにより「県境なき医師団」を結成し、随時、医師が不足する地域に医師を派遣します。また、薬剤師・看護師等医療機関職種の積極的活用によるチームの推進により、医師の負担を軽減し、地域医療の再生を図ります。
- ・全国どこでも緊急患者が医療機関に確実に受け入れられる緊急医療体制作りや、ドクターヘリの全国配備を進めます。
- ・看護職の不足対策を推進し、看護職がはたらき続けられるように労働環境の充実や処遇の改善を図ります。また、看護職の更なる能力の向上を支援するとともに、その専門能力を医療現場でより活用できる環境を整備します。

4. 財政の安定化を図り、介護保険サービスの充実と保険料の抑制を図ります。

- ・質の高い介護体制を確立するため、次期改定にお

いて、介護報酬の大幅引き上げを行います。

- ・持続可能な介護保険制度を堅持するため、公費負担の増加を図り、高齢化の進展により増大が想定される介護保険料の上昇を抑制します。
- ・雇用ニーズが高いにも関わらず、不足している介護職員をはじめ介護従事者の処遇のさらなる改善を図ります。
- ・42万人と言われている特別養護老人ホーム待機者をはじめ個々の要介護型療養施設のあり方、介護保険の地方負担、参酌標準などを見直すとともに、特養ホーム等20万床の整備や必要な施設の整備を促進します。
- ・要支援・要介護者を含めた高齢者に対する在宅歯科医療を充実します。
- ・介護予防事情の重要性に鑑み、要介護となることを予防するため検診事業をはじめ、医療における運動器リハビリテーションの充実等を図ります。

## 5. 障害者自立支援法を改正します。

障害者への支援の充実を図るため、利用負担について応能負担へ変更します。

障害者の範囲及び障害者程度区分を見直します。

相談支援体制の強化、グループホーム・ケアホームを利用する際の助成制度の創設等を内容とする障害者自立支援法改正案の早期成立を図ります。また、障害者の所得保障を図るため、障害者基礎年金を充実します。

6. 生活に困窮している世帯の生活支援を拡充します。

- ・わが党が実施した職業研修や訓練を行っている方々に生活支援を行う緊急人材育成事業について恒久化するとともに、内容を充実します。

若年者を中心に就労可能な者については、仕事に就くように促すため、緊急人材育成事業の活用を前提とした上で、新たな生活保護制度を含めた支援制度の見直しを図ります。

- ・生活に困窮している単身低所得高齢者に対して、その実態に即した生活支援を的確に行います。また、単身高齢者や老々介護に対応した、高齢者の生活の場となるグループホームや特定施設、養護老人ホームなどの整備を進めます。
- ・政策を進めるにあたっては、生活に困窮している方々の実態に精通した NPO 等による支援を通じた実施を積極的に図ります。

・成年後見制度の充実を図ります。

7. 新卒者就職対策を実施します。

新卒者の就職状況が厳しい中、トライアル雇用により、新卒者の100%就職を支援します。

8. 福祉(医療・介護・子育て)分野において地方の方々の働く場の大幅拡大と処遇の改善を図ります。

9. 社会保障番号・カードを導入し、年金をはじめとする社会保障サービスの信頼性と透明性を向上させます。

## V. 仕事を創り、地域を支え、安全安心な暮らしを守る—「手当より仕事」—

生活の原点は「雇用」であり、その有無が地域を大きく左右します。仕事を守るだけでなく“創る”ことにより、活力と独自性、安全な地域で暮らせる安心社会を実現します。

1. 夢と希望と誇りを持てる農業（生産、生活、経営）を実現するため、多様な担い手を対象とする「経営所得安定制度」をつくります。

農家が望んでいるのは「戸別所得補償」という名の一過性のバラマキではなく、「再生可能な適正価格」と「安定した所得」の両方です。全国一律ではなく、地域の自主的な努力を踏まえ、米に加え麦、大豆、畜産、野菜・果樹など複合的に取り組む農家や法人、集落営農など多様な担い手の経営全体を支え、流した汗が所得増大につながる経営所得安定制度をつくります。また、社会性、持続性、経済性のある「集落営農の強化」を農業農村活性化に向けた最重要課題と位置づけるとともに、「JAこそ地域の担い手」との認識に立ち、協同の精神に基づき、その機能を十分に発揮するための政策を強力に推進します。口蹄疫、鳥インフルエンザ等家畜伝染病の予防に万全を期すとともに、初動体制をさらに強化、日本の畜産業を守ります。

2. 国際農林水産物の消費と拡大を図るとともに輸出を飛躍的に増大させ、「平成の農地改革」の実行で競争力のある“攻めの農業”を実現します。食



料安全保障と食の安全・安心の確保、循環社会の実現のため、「売り手によし、買い手によし、世間によし」の地産地消や農相工連携を強力に促進するとともに、国産農林水産物の消費の拡大を図るとともに輸出を飛躍的に増大させます。輸出の拡大に向け、検疫体制の強化を含めた輸出復興予算を戦略的に大幅拡充するとともに、コメ、肉、果樹、水産物等を海外へ積極的に売り込むため、全国的な品目別輸出復興組織の設立を促す財政支援を行います。また、利用重視へと抜本改正した農地法の活用による「平成の農地改革」を強力に実行し、農地集積の加速化や農地のフル活用、水田汎用化など土地改良事業の復元等により競争力のある“攻めの農業”を実現します。WTO、FTA等の交渉に当たっては、「多様な農業・水産業の共存」を交渉の理念とし、わが国の立場を損なうことがないように戦略的に取り組みます。

3. 農林水産業が果たしている多面的機能を評価した「日本型直接支払い」を創設します。多面的機能新法の制定により、国土保全や集落機能の維持など農林水産業や農山漁村のコミュニティーが果

たしている多面的機能を正当に評価し、日本型直接支払いの仕組みを法制化します。その中で、農業における中山間地域直接支払いや農地・水・環境保全向上対策、都市農業における農地の保全と税制、林業における森林整備地域活動支援、水産業における離島漁業再生支援などの仕組みを抜本的に充実強化します。

また、地域や特定非営利活動法人（NPO）などが参加して農業、加工、介護など「地域社会を維持する事業」に取り組む地域マネジメント法人の育成を推進します。

4. 漁済制度および積立プラスを、加入要件と掛金補助のあり方を使い勝手のよい制度へ抜本的に拡充・見直し、安心して漁業に取り組める所得を確保できる儲かる漁業経営を実現します。漁船漁業については生産構造を資源管理と経営が整合するよう再編を行い、老朽化した漁船は近代的な操業効率性に優れた代船建造ができる手厚い支援策を講じ魅力ある成長産業にします。

漁業者による環境生態系の保全など多面的機能の増進に努める活動を行う漁業者を中心とする漁

村集落グループには「漁村集落直接支払制度」を創設し支援します。

5. わが国周辺水域の水産資源を回復させ安心して漁業経営ができるよう、漁場整備と栽培漁業を食料安定供給のための社会的インフラ事業と位置付け、フロンティア漁場整備事業、種苗放流事業などを地域の実情に応じて積極的に進めます。

高齢者・女性に優しく、地震、津波、台風などの自然災害に強い漁港の整備や施設の老朽化対策、集落排水の処理など生活環境の整った豊かな漁村づくりと高度衛生管理対策などを積極的に進め、水産物のブランド化、高付加価値化を支援します。

6. 「森は国民全体で守る」を基本に、国産木材の利用を促進し、「持続可能な森林経営のための山村集落支援制度」をつくります。

地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置づけ、「森は国民全体で守る」ことを基本に、国産木材の自給率を大幅に向上させるための利用促進策を法制化します。安らぎのある和風住宅の普及、間伐や路網整備における森林

所有者の負担軽減、緑の雇用や森林組合の充実強化、財源確保のための森林環境税の創設、農地並みの相続税納税猶予制度の創設、違法伐採対策などに取り組むとともに、厳しい環境下におかれている森林経営を将来にわたり持続可能なものとするための直接支払い制度をつくります。

7. 地域産業の成果である“売れる商品”を安心して生産して頂くとともに、ビジネス・チャレンジに柔軟に対応できるよう、地方から国内外へと飛躍する販促強化に向け、B to B サイトなどの ICT 技術の活用や販路・拠点等を整備し、効率的かつ効果的なビジネスルートを確立します。また、「地域購入&地域再投資法（仮称）」を制定し、地域の結びつきを強め、「仕事」を創る企業活動を支援します。
8. 時間的、精神的な豊かさが享受できるよう、仕事と生活の両立(ワークライフバランス)を確保します。ライフステージや働き方・暮らし方の多様化に応じたゆとりある住宅環境を整備するとともに、次世代に資産として残せる長期優良住宅や二世帯・三世帯同居住宅を推進するため、住宅税制の見直し

や規制緩和を図ります。

9. 高速道路会社の民営化と受益者負担の原則を堅持するとともに、新たな国費を投入することなく、現行の割引制度を維持・拡充し、分かりやすいものに見直します。
10. 高速道路のこま切れ状態（ミッシングリンク）を解消し、「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、B/C（費用便益比）にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。
11. モーダルシフトの推進や CO2 削減の観点から、交通体系全般を見直します。
12. 国際競争力強化のために真に必要なインフラ整備を進めるとともに、整備新幹線、空港・港湾や高速道路・離島航路等の基幹ネットワークづくりを着実に進め、総合的な交通体系を整備します。
13. 航空自由化（オープンスカイ）の一層の推進を図

るとともに、空港整備勘定（空港整備特別会計）の見直しや着陸料・航燃税等を逡減し、アジア諸国や格安航空会社との競争に備えた競争環境を整備します。また、世界に対して競争できる航空・空港環境を整備するとともに、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持します。日本航空の再建については、第二の国鉄としないよう、着実な再建を図ります。

14. 必要な社会資本の前倒しによる『未来への投資』を行うとともに、それをにやう地域の良質な建設産業を育成します。地域の雇用を支える中小企業の資金繰りを万全にするため、新たな公的融資の枠組みを創設します。

15. 防災ニューディールによる耐震工事や駅・公共施設等のバリアフリー化、ハツ場ダムの完成等により、命を守る基盤を整備します。

16. 特色ある地域政策を実現します。地方公共団体が特色ある地域政策を打ち出せるようにするため、権限の移譲と、併せて、税制の抜本改革を通じて

地方一般財源の充実・強化に努めます。さらに、地方公共団体が地域の経済や雇用対策に活用できる〔地域経済対策緊急交付金〕（1兆円）と〔地域雇用創出緊急交付金〕（1兆円）を復活します。

17. ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や、入国審査の円滑化により「観光立国」を実現します。また、無電柱化の集中実施や景観に配慮したまちづくりなどによる魅力ある観光地の整備、有給休暇の取得・分散化、観光産業の育成により、観光を通じた地域活性化を進めます。

18. 基礎自治体・地方議会の機能を強化し、都道府県の広域連携を加速しつつ、都道府県を超えた広域的なエリアで地方分権の戦略をになう道州を創出します。道州制の導入に向け道州制基本法を早期に制定します。

19. 高齢者がこれまでの人生で培った貴重な人生経験や知識を活用していただき、農村漁村文化の維持、子供たちの健全な育成などの活動への参加を通じ、わが国において明るく豊かな長寿

社会（＝「70歳現役社会」）を実現します。

20. 地域の絆を守るため、自治会、消防団、子ども会、農山漁村の集落、NPOなどの活動を支援します。また、地域や社会に貢献する活動をポイント制で評価する仕組み（有徳ポイント制度）を創ります。特にNPOについては、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正、認定NPO法人制度の大幅拡充・簡素化を行います。

21. 消費者行政を強化するとともに、交通安全対策・治安対策・自殺対策を推進し、暮らしの安全と安心を確保します。

22. 新過疎法を活用し、医師確保やコミュニティバスの運用などソフト事業対策を大幅に拡充します。

23. 離島地域の航路・空路を確保し、離島と本土との人流・物流面での格差是正を実現するとともに、離島子弟の教育環境の整備を支援します。



## Ⅵ．緑の地球と豊かな自然を守ります

気候変動枠組条約についての国際交渉のこう着状を打開するため、日本発で新たな温暖化ガス削減の世界的な枠組み作りを提唱します。

1. 低炭素社会づくり推進のための諸施策の推進  
日本国内における温暖化ガス排出量を20年までに05年比で15%削減します。再生可能エネルギーを20年までに最終エネルギー消費の20%まで引き上げます。  
なお、過度な規制等が企業の国外追い出しにつながり、大幅な雇用機会が失われることのないよう、新規産業や雇用創出、産業の国際競争力の強化、更にはエネルギー安全保障の確保の観点を踏まえ、新しい文明社会である低炭素社会づくりにまい進します。
2. 温室効果ガス削減のための技術普及を中心に据えた全く新しい国際的枠組みを提唱します。

3. 時代の流れを先取りし、戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活や、生物多様性の確保など、人口減少の状況を踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していく壮大な仕組みづくりに挑戦します。

## VII. 外交を立て直し、日本を守り、世界の平和のために汗をかきます

国民の生命・財産を守ることは、国の第一の責務です。国を守る体制を固め、世界の平和を築きます。日米の信頼関係を早急に回復し、わが国外交の基軸である日米同盟体制を堅持・深化することにより、アジア太平洋地域の平和を守ります。

1. わが国防衛力の実効性を更に高める努力を不断に行ない、抑止力の維持を図るとともに、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を実現する在日米軍再編を着実に進めます。

2. 日本の主権を守り、増大する責務に的確に対

処するために、必要な防衛費と人員の増を図り、隊員の処遇を改善します。

3. わが国固有の領土であるにも関わらず、現在不法に占拠されている北方領土と竹島の問題の解決のため毅然とした態度で臨みます。
4. 集団的自衛権に正面から取り組み、平和主義、法治主義、文民統制に基づく「安全保障基本法」を制定します。
5. 世界の平和構築のために、迅速に自衛隊を海外に派遣できるよう「国際協力基本法」（一般法）を早期に制定します。
6. 国の安全保障のための防衛産業・技術基盤の維持・強化国の防衛政策上の観点から国内の防衛産業の技術基盤を維持・強化するとともに、武器輸出3原則見直しにより国際共同研究・開発の実現を国り、わが国の技術レベルの向上に努めます。

7. インド洋の補給支援活動を再開して、国際社会と共に「テロとの闘い」を続けます。
8. 拉致は北朝鮮による国家テロ。完全解決と被害者全員の救出を目指すとともに、核・ミサイルの開発阻止のため、あらゆる方策を講じます。

## Ⅷ．世界をリードする「教育立国日本」の創造

---

子供達に世界トップレベルの学力と規範意識、そして日本に誇りが持てる教育再生、一人の落ちこぼれも出さない教育を行います。理念なきバラマキ、日教組の偏向教育丸呑みなど、国民の間に不安が広がる民主党政権の教育政策に対し、「教育再生」の流れを止めることなく、「人間力」を高めるための教育を推進します。

1. 「新学習指導要領」を着実に実施し、土曜授業の復活、全国学力テスト（全員参加型）の復活などにより、世界トップレベルの学力と

規範意識を育てます。

2. 道德教育の推進をはかるため、新科目「公共」を設置します。中学・高校において、ボランティア活動や就業体験（インターンシップ）を必修化し、公共心や社会性を涵養します。
3. いじめ問題に全力で取り組むとともに、17万人を超える不登校者、6万5千人を超える高校中退者を出さないための教育を実現します。真に公助が必要な生徒・学生が安心して高校、大学、専修・各種学校に通える制度にします。「給付型奨学金」を創設し、家庭の経済状況に関わらず、志ある子供達の夢を徹底支援します。
4. 「平成の学制大改革」を断行し、現行の六・三・三・四制を改め、幼児教育、義務教育、高校、大学の修業年限と役割を再構築します。
5. 東大・京大等を、民間企業型ガバナンスを導入すること等により「民営化」、「スーパー・ユ

ニバーシティ化」を図り、5年後までに世界の大学ランキングの10位以内に3校、30位以内に5校以上入ることを目指します。

6. 大学を国際標準である9月入学とし、高校卒業後の3ヶ月間は社全体験ボランティア活動期間とします。
7. 教員免許更新制の厳格な運用により、教員の質を高めることによって、頑張っている教員を徹底的に応援します。一方、指導力不足教員は教壇に立たせません。
8. 「スポーツ基本法」を制定し、スポーツ庁、スポーツ担当大臣を新設して、地域スポーツ、生涯スポーツへのより強い支援を行います。オリンピック等国際大会で活躍できる選手の育成支援を強化します。

## Ⅸ．政治・行政への信頼を取り戻すために

1. 国会議員定数を大幅削減します。
2. 政治家の違法行為を秘書の責任にできないように、政治家の監督責任を明確にします。
3. 官僚の政治的中立を保持したうえで、それを使いこなす政治のリーダーシップを確立することにより、真の「政治主導」を実現します。
4. 公務員の天下りを根絶。独法などさらなる無駄撲滅。国家公務員人件費を2割削減するとともに、地方公務員の人件費削減にも正面から取り組みます。
5. ICT 技術を活用し、官公庁等のバックオフィス（給与・出張費管理、福利厚生費等）を地方に移転するなどして行政コストを削減します。
6. 道州制の導入にあわせて、省庁再々編を行います。

## X. わが国のかたちを守ります

1. 国のかたちを壊す「外国人地方参政権」導入に反対します。

永住外国人への地方参政権の付与は、国民主権・民主主義の根幹にかかわる重大な問題です。憲法上、公務員の選定罷免権は「国民固有」の権利です。最高裁判所判例でも、地方選挙を含めて選挙権が保障されているのは「日本国民」である事から、永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案は憲法違反であり、反対します。

2. 民主党の夫婦別姓法案に反対します。自民党は働く女性を応援します。

夫婦別姓を選択すれば、必ず子どもは両親のどちらかと違う「親子別姓」となります。わが党は、民主党の夫婦別姓制度導入法実に反対し、日本の家族の絆を守ります。また、女性の社会進出については、旧姓の使用範囲を拡大する法整備などで支援します。



## J-ファイル (抜粋)

### 1. がん対策

- ・「がんによる死亡者数の減少」、「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、特に専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進、治療の早期段階からの緩和ケアの推進、がん登録の推進に重点を置きつつがんの予防及び早期発見、医療機関の整備によるがん医療の均てん化、がんに関する相談支援及び情報提供、がん研究など、患者・国民の立場に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・女性特有のがん対策として、子宮頸がんの予防ワクチンの推奨と公費負担の導入を行います。子宮頸がんと乳がんの無料検診を行います。

### 2. インフルエンザ等ワクチン対策

新型インフルエンザワクチンの速やかな製造と公的助成による接種体制の整備など、第二波に備え、公費助成を含めた体制整備に万全を期します。ワクチンの一層の活用を国するため、

健康安全保障の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備の充実等をはじめ新たなワクチン政策の確立と推進体制の構築を図ります。

### 3.B型・C型肝炎・ヒトT細胞白血病ウイルス・難病・結核対策

- ・ C型肝炎に関しては、特別措置法、基本法などにより救済を囲ってきましたが、未だ解決に至っていない患者も多くおられます。また、B型肝炎に関しては、裁判所の和解勧告にもかかわらず、決着をみていません。肝炎に関する国の責任を考え、B・C型肝炎問題を解決します。
- ・ ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査薬施により母子感染を予防します。難病の診断・治療方法の研究開発を進めるための難病研究拡充等、難病対策を充実します。成人T細胞白血病、HAMの感染者・患者に対する診療体制の整備等とともに、難病の方々の医療費負担を軽減するため、助成の対象疾患を増やすよう努めます。

- ・結核は年間約 2 万 4 千人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。

4. 慢性期の精神障害者への治療的対応、精神科救急、自殺、うつ、合併症、小児思春期、認知症など新たな社会的ニーズの広がりなどに対応して精神科医療の評価を適切に引き上げます。地域生活への移行や社会復帰・社会参加を促進します。

## 5. 障害者の方への施策

- ・ハート購入法案と障害者虐待防止法実の制定  
障害者の雇用の確保のために、国や自治体などが、障害者の就労支援施設への仕事の発注や、製品等の購入を優先的に行う「ハート購入法案」、虐待を受けた障害者の保護のための措置や、養護者の負担軽減等の施策を行う「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」の早期成立を図ります。

- ・ 障害者基本法の改正

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するために、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等を含め、「障害者基本法」を改正し、障害のある人の自立と社会参加のための施策を、着実に推進します。

## 6. 原爆被害者対策

人類唯一の被爆国であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策の推進に努めます。

## 7. 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、現在の医療が抱える問題点を是正し、真の健康づくりの道を切り開く方法の一つであります。厚生労働省に統合医療の研究機関を設置し、各種健康法の安全性と有効性の調査、研究を推進し、その情報を公開します。

また、統合医療の教育、人材育成や混合診療の一部解禁、心身医学的なアプローチの普及などに取り組みます。

8. 受けない治療を保険と併用しながら受けられる仕組みにします。(先端医療技術を早期に実用化させるとともに、国民が選択可能な治療方法の範囲を拡大させるために、一定の有効性・安全性・倫理性をみたした新しい治療方法を保険診療と併せて受けられることができるように規制を合理化。それと同時に、すべての国民が早期に有効・安全な新しい治療方法を受けられるように、それらの治療方法を段階的に保健医療に導入することを検討)。

## 9. 総合的な交通体系の整備

「生活の足」となる地域公共交通の確保と利便性を向上させるとともに、羽田―成田間のリニア、横田の空域返還等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。整備新幹線は、既着工区間について早期完成させるとともに、未着工区間(新函館―札幌間、金沢―敦賀間、諫早―長崎間)については、平成22年中の認可・着工を目指します。超電導リニア(超電導磁

気浮上式鉄道) は、中央新幹線の計画の具体化を早急に国り、着工を目指します。フリーゲージトレイン(軌間可変電車)についても、その実現を目指します。

10. わが国の国連安保理常任理事国入りを目指すとともに、国際社会でしっかりと役割を果たします。

11. 女性はもとより、男性の育児休業制度を進められるよう、制度と意識の改革を行います。

12. 自転車専用道を確保し、環境と健康にいい、歩いて暮らせるコンパクトシティー作りを進めます。

13. 愛護動物と共生する社会の実現  
動物愛護管理法を改正し「犬猫の大量殺処分」をなくすとともに、ドッグラン施設等の整備に力を入れ、愛護動物と共生できる社会をつくります。

#### 14. 消費者行政を推進し、国民の消費者生活の安定を支援します

消費者が安全で安心して、豊かな消費者生活を営むことができる社会の実現に向け、国民の誰もがアクセスしやすい「ワンストップ窓口」等地方行政を抜本的に強化します。さらに、国民の消費生活の自立を支援できるよう、情報を知る機会や、環境整備を総合的かつ一体的に推進する法律案を成立させます。

#### 15. 「世界一安全な国をつくる 8 つの宣言」による治安対策の強化

平成 20 年にわが党が策定した「世界一安全な国をつくる 8 つの宣言」により、犯罪に強いまちづくりの推進、振り込め詐欺、テロ対策、凶悪・組織犯罪の対応、サイバー空間の安全確保、死因究明体制の強化、銃器、薬物乱用対策の強化等を推進し、国民が安全で安心して生活できる「世界一安全な国、日本」を復活させます。

#### 16. 交通事故死者数を半減させます

現在 5 千人弱の交通事故死者数が、今後 6 年間で半減となるよう、飲酒運転の根絶、高齢者の交通事故対策、ITS の高度化など、総合的な交通安全対策を推進します。

## 17. 自殺対策を強化します

自殺死亡者数を今後 6 年間で平成 21 年比 30% 以上減少させるため、うつ病早期発見のため産業医や専門医へ紹介や国の専門職員の質の充実、健康診断で精神疾患チェックを盛り込む等、社会としての対策を図り、さらに、自殺を考えている人を一人でも多く救うため、鉄道駅ホームのホームドア設置など、目に見える対策を推進します。



## 巻末 表紙裏に記述

次期参議院選挙で排出する二酸化炭素の相殺（オフセット）を実極まず、隗より始めよ。自民党候補者が選挙活動で排出する二酸化炭素排出量に見合う分量をオフセットします。